

通貨選択型特別終身保険

「やさしさ、つなぐ」は、すぐに*使え、大切なご家族に“つなぐ”こともできる保険です。

商品のしくみと特徴

- 被保険者の生涯にわたり死亡保障が継続します。
- ご契約後、すぐに生存給付金をお受取りいただけます。
- 契約通貨が外貨の場合、生存給付金円支払特約を付加することで、生存給付金を円でお受取りいただくこともできます。
- 生存給付金既払額と死亡保険金額の合計は契約通貨建てで一時払保険料を上回ります。

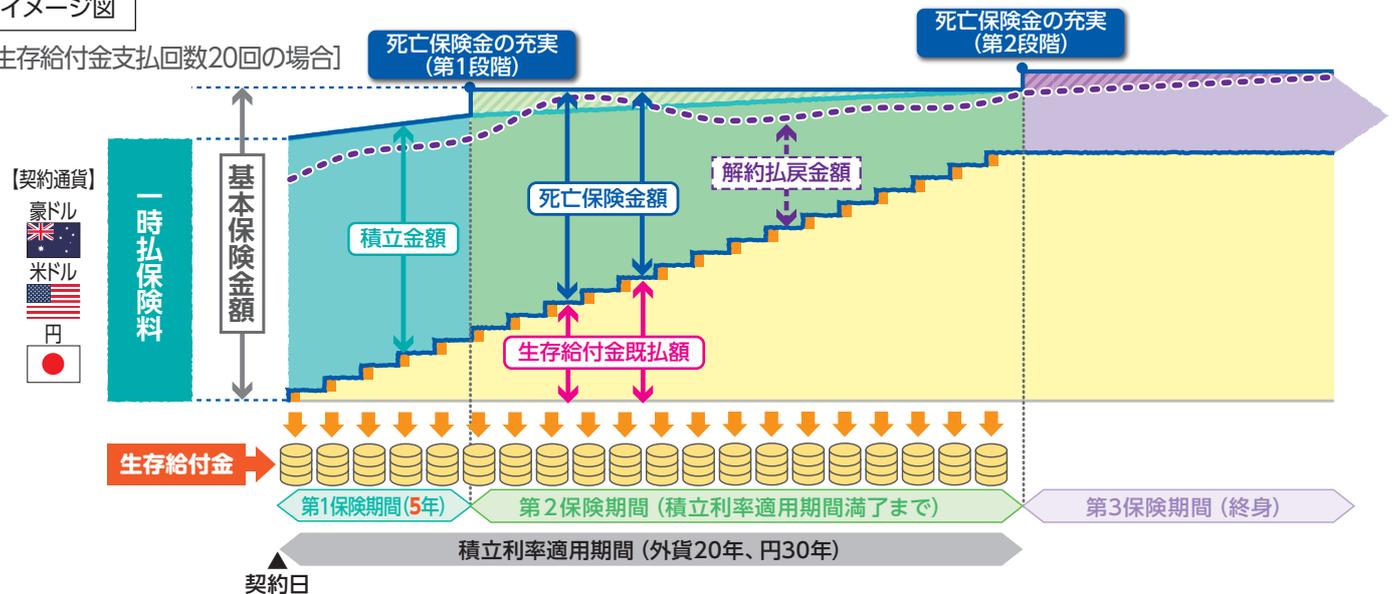
*生存給付金支払日に降に不備のない請求書類が三井住友海上プライマリー生命に到着した日の翌日を含めて5営業日以内に生存給付金をご指定の口座へお振込みいたします。



- ・選択いただける生存給付金支払回数、終身保障倍率は契約通貨により異なります。契約後に契約通貨、生存給付金支払回数および終身保障倍率を変更することはできません。
- ・基本保険金額は、お申込みいただいた一時払保険料に対して被保険者の年齢・性別・積立利率・生存給付金支払回数・終身保障倍率等に基づき計算されます。また、基本保険金額をもとに生存給付金額および第2保険期間の死亡保険金額が算出されます。

イメージ図

[生存給付金支払回数20回の場合]



※ 上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

商品の概要

| | | | | | |
|---------------|-------------|---|------------|-----------|----|
| 保障内容 | 生存給付金 | 毎年の生存給付金支払日始に被保険者が生存されている場合、生存給付金支払回数を限度に生存給付金受取人にお受取りいただけます。 | | | |
| | 死亡保険金 | 保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお受取りいただけます。 | | | |
| 生存給付金支払回数*1*2 | 5・10・20・30回 | | 終身保障倍率*1*2 | 1・3・5・10倍 | |
| 保険期間 | 終身 | 解約払戻金 | あり | 配当金 | なし |

主な取扱規程

| | | | | | |
|-----------|---|---|------|-----------|--|
| 契約年齢範囲*1 | 0歳～90歳(契約日における被保険者の満年齢) | | 契約通貨 | 豪ドル/米ドル/円 | |
| 一時払保険料*3 | 最低 | 【豪ドル】5万豪ドル/【米ドル】5万米ドル/【円】500万円 | | | |
| | 最高 | 【豪ドル・米ドル】基本保険金額が契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して5億円となる保険料 【円】基本保険金額が5億円となる保険料 | | | |
| 付加できる特約*4 | 円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、遺族年金支払特約、指定代理請求特約 | | | | |

*1 契約通貨により異なります。

*2 お取扱いのない組み合わせがあります。なお、通貨・金利環境等によりお取扱い範囲を変更する場合があります。

*3 円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。

*4 募集代理店によって、お取扱いのない特約があります。

上記の商品は三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なり、元本保証はありません。

この資料は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」の補助資料であり、商品内容すべてを記載したものではありません。この保険のご検討ならびにご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

■ この保険のご検討にあたってご確認ください事項

為替リスクについて

一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

市場リスクについて

積立利率適用期間中に解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ お客さまにご負担いただく費用について

| 項目 | 費用 | | | | | | |
|--|--|-------------------------------------|---------|---|-------------------------------|--|---------|
| ご契約時 | なし | | | | | | |
| 第1保険期間中 および第2保険期間中 | <ul style="list-style-type: none"> 積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率の上下1.0%の範囲で会社が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。 ※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。 (1)積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利 (2)生存給付金支払回数×0.5年(端数は切捨てます。)および契約通貨に応じた指標金利 したがって、積立利率適用期間中は下記以外に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。 <ul style="list-style-type: none"> 第2保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示していません。 | | | | | | |
| 第3保険期間中 | 第3保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。 | | | | | | |
| 外貨で契約を締結 することで生じる費用 | <ul style="list-style-type: none"> 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受取る場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>円入金特約により、円で保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)</th> <th>TTM+50銭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合の外貨入金特約レート</td> <td>(契約通貨のTTM+25銭)÷(払込通貨のTTM-25銭)</td> </tr> <tr> <td>円支払特約により、円で保険金等を受取る場合、または生存給付金円支払特約により、生存給付金を円で受取る場合の円支払特約レート(TTB)</td> <th>TTM-50銭</th> </tr> </tbody> </table> | 円入金特約により、円で保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS) | TTM+50銭 | 外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合の外貨入金特約レート | (契約通貨のTTM+25銭)÷(払込通貨のTTM-25銭) | 円支払特約により、円で保険金等を受取る場合、または生存給付金円支払特約により、生存給付金を円で受取る場合の円支払特約レート(TTB) | TTM-50銭 |
| 円入金特約により、円で保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS) | TTM+50銭 | | | | | | |
| 外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合の外貨入金特約レート | (契約通貨のTTM+25銭)÷(払込通貨のTTM-25銭) | | | | | | |
| 円支払特約により、円で保険金等を受取る場合、または生存給付金円支払特約により、生存給付金を円で受取る場合の円支払特約レート(TTB) | TTM-50銭 | | | | | | |
| 解約時 | 契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率(外貨:8%~0.8%、円:5%~0.5%)を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。 | | | | | | |
| 遺族年金支払特約による 年金支払期間中にご負担 いただく費用 | 年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。(年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。) | | | | | | |

■ その他ご留意いただきたい事項

- ご契約に際しては、必ず生命保険募集人資格を持つ募集人にご相談下さい。なお、生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

募集代理店に支払う代理店手数料について(2017年8月1日現在)

生命保険契約の募集や契約手続き、また契約後の照会対応等の対価として、以下の手数料率を乗じた手数料を、引受保険会社から募集代理店に対して支払います。

この手数料は、引受保険会社が募集代理店に支払うものであり、お客さまにご負担いただくものではありません。

| 契約通貨 | 契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢) | 一時払保険料に対する手数料率 | |
|------------|---------------------------|----------------|------------|
| | | 契約時手数料(初年度) | 継続手数料*(年率) |
| 豪ドル 米ドル | 0歳~70歳 | 4.50% | 0.01% |
| | 71歳~75歳 | 4.14% | |
| | 76歳~80歳 | 3.14% | |
| | 81歳~85歳 | 1.55% | |
| | 86歳~90歳 | 0.77% | |
| 円 | 0歳~75歳 | 0.74% | 0.01% |
| | 76歳~85歳 | 0.34% | |

* 継続手数料は、契約が継続している場合、第2保険年度から第6保険年度まで最大5年分を支払います。

募集代理店

株式会社 愛媛銀行

〒790-8580 愛媛県松山市勝山町 2-1

株式会社 愛媛パートナーエージェント

〒790-0878

松山市勝山町1丁目16番地5

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

<http://www.ms-primary.com>